

## 令和5年度旭川河畔（出石町地区）賑わい創出事業運営業務委託企画競争実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第7条第1項の規定により、次のとおり公示します。

令和 5年 3月13日

岡山市長 大森 雅夫

### 1 目的

令和5年度旭川河畔（出石町地区）賑わい創出事業運営業務委託（以下「本業務」という。）を実施するにあたり、提案書の公募による企画競争を実施し、受託事業者を特定するものです。

### 2 業務の概要

- (1) 委託名 令和5年度旭川河畔（出石町地区）賑わい創出事業運営業務委託
- (2) 業務内容 別添仕様書（案）を参照のこと
- (3) 委託期間 契約日から令和6年3月29日まで
- (4) 概算予算額 総額2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内
- (5) 支払条件 完了後払い
- (6) 契約保証 契約保証金（契約金額の10/100以上の額）  
本契約に係る契約保証金の種類は、①契約保証金の納付、②有価証券の提供、③銀行等の金融機関の保証、④履行保証保険による保証のいずれかとする。

### 3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。）第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき、岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載され、「役務」部門の業種「イベント」に登録のあること。「役務」部門の業種「イベント」に登録がない者が参加する場合は、「8（2）参加資格確認のための書類」に掲げる書類を提出し、有資格者名簿の「役務」部門の業種「イベント」に登載されている者と同様であることを認定を受けること。
- (3) 企画競争参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、委託事務事業の執行の適正化に関する要綱（昭和58年市訓令甲第20号）第10条第1項及び第2項に定める市内業者、市内扱い業者又は準市内業者であること。
- (4) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (5) 法人格を有すること。

#### 4 日程及び期限

| 内容              | 日程・期限                 |
|-----------------|-----------------------|
| 仕様書（案）等の交付      | 公示日～令和5年4月18日（火）      |
| 仕様書（案）等に関する質問受付 | 令和5年3月24日（金）17時まで（必着） |
| 仕様書（案）等に関する質問回答 | 令和5年3月29日（水）17時までに掲載  |
| 企画提案書の提出        | 令和5年4月18日（火）17時まで（必着） |
| プレゼンテーションの実施    | 令和5年4月下旬              |
| 審査結果の通知         | 令和5年4月下旬              |

#### 5 仕様書（案）等の交付方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）からダウンロードすること。

ホームページアドレス（<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-0-0-0-0-0-0.html>）

#### 6 仕様書（案）等に関する質問の受付及び回答

仕様書（案）等に関する質問を受け付けます。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けません。

##### （1）受付方法

電子メールで、メールの件名を「【企画競争質問】令和5年度旭川河畔（出石町地区）賑わい創出事業運営業務委託」として、質問書（様式1）を岡山市都市整備局都市・交通部庭園都市推進課へ提出すること。

電子メール：teintosh@city.okayama.lg.jp

##### （2）受付期間

※令和5年3月24日（金）17時まで（必着）

##### （3）回答方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）へ令和5年3月29日（水）17時までに掲載します。

#### 7 提案にあたっての留意事項

- （1）本業務の実施においては、関連法令を遵守すること。
- （2）本業務の趣旨を十分に理解し、自由かつ柔軟な発想で提案を行ってください。
- （3）実施する提案事業の内容は、関係機関との調整等も含め、市との協議により最終的に決定します。

#### 8 参加申請書及び企画提案書の提出

##### （1）提出方法

岡山市都市整備局都市・交通部庭園都市推進課宛に、持参又は「令和5年度旭川河畔

(出石町地区)賑わい創出事業運營業務委託 企画提案書在中」と朱書きの上、一般書留又は簡易書留により郵送してください。

(2) 参加資格確認のための書類

- ア 参加確認申請書(様式2)
- イ 新規申請書及び誓約書様式(指定様式)
- ウ 暴力団排除に関する誓約書(兼同意書)(指定様式)
- エ 使用印鑑届(指定様式)又は委任状(兼使用印鑑届)(指定様式)
- オ 印鑑証明書
- カ 納税証明書(国税)
- キ 納税証明書(岡山県税)
- ク 納税証明書(岡山市税)
- ケ 納税証明書(代表者の岡山市税)

代表者が岡山市に住民登録をしている場合のみ提出してください。

コ 社会保険料納入証明書

市内業者の場合のみ提出してください

- サ 商業登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
- シ 財務諸表(直前の決算期の貸借対照表及び損益計算書)
- ス 過去に実施したイベントの実績がわかるもの(任意様式)

※ ただし、提案者が企画競争参加申請書(様式3)の提出日から契約までの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について(昭和61年市告示第120号)に基づき岡山市一般競争(指名競争)入札参加資格有資格者名簿に登載されている場合は、上記イ～スの書類は省略できます。

※ 指定様式は、次のホームページからダウンロードすること。

岡山市トップページ(事業者情報>入札・契約>入札参加資格審査申請>新規申請[入札参加資格審査申請]>要項・申請書(役務))

ホームページアドレス (<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000012511.html>)

(3) 企画提案のための書類

①企画競争参加申請書(様式3)

②企画提案書(様式4)に下記事項について記載し提出してください。

- 項目1 イベントのテーマ・企画内容について
- 項目2 イベント内容の詳細について
- 項目3 会場レイアウトについて
- 項目4 危機管理・安全対策等について
- 項目5 周辺地域との連携について
- 項目6 広報宣伝について
- 項目7 清掃・美化対策について
- 項目8 実施体制について
- 項目9 経費の積算表
- 別添1 業務区域図(別添-1)

(4) 提出部数

上記（２）参加資格確認のための書類 各１部

上記（３）企画提案のための書類

・社名、代表者印（岡山市に届け出た使用印）のある正本 １部

・様式３を添付せず、社名、代表者印のない副本 １０部

※左上１か所をホッチキス止めすること

（５）提出期限

令和５年４月１８日（火）１７時まで（必着）

（６）注意事項

①連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）をご記入ください。

②仕様書（案）等に関する質問回答を確認のうえ、提出してください。

③提出期限までに提出されなかった提案書は、いかなる理由でも特定されません。

④企画提案書の提出期限後の差し替え、再提出は認めません。

⑤企画提案書は全体にわたって提案者名（企業名・団体名）がわかるような記述は一切しないでください。

⑥契約締結後の実現可能性について、十分考慮したうえで提案してください。

⑦見積額は概算予算額を超えないように提案してください。なお、概算予算額以外の協賛金や出店料等の収入を見込む場合は、その収入による企画内容と収入の見通しも記載すること。

⑧提出書類は、１応募者につき１提案とします。

⑨参加確認申請書（様式２）を提出後に参加を辞退する場合は、企画競争参加辞退届（様式５）を令和５年４月２１日（金）１７時までに提出してください。

９ 特定方法等

（１）審査体制

岡山市旭川河畔（出石町地区）賑わい創出事業者選定委員会（以下「委員会」という。）で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を特定します。

（２）審査方法

①委員会は、提出書類及び提案者のプレゼンテーションにより、審査項目について審査を行います。

②委員会は、評価基準をもとに１００点満点で審査し、得点により最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を特定します。

（３）プレゼンテーションの実施

発表時間は１事業者につき１５分程度の説明１０分程度の質疑応答。説明は提出された提案書（副本）のみで行い、追加資料を使用した説明はできません。提案書と同じものに限り、パワーポイント等を使用した説明ができます。詳細な日時、場所については後日お知らせします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、審査方法や日程を変更する場合があります。

（４）評価基準

別添－２ 評価基準表のとおり

(5) 提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに提案者が、次のいずれかに該当する場合には失格とします。

- ①「3 参加資格」を満たさなくなった場合
- ②提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ③契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ④提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤提案者がプレゼンテーションに出席しない場合
- ⑥見積額が概算予算額を超過している場合
- ⑦委員会で、本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合

(6) 特定結果の通知

最適な提案者に対しては提案書を特定したことを書面で通知します。特定されなかった提案者へは提案書を特定しなかったことを書面で通知します。

1 0 契約手続等

最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じません。

委員会で特定された最適な提案者と協議し企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとします。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に、失格となった場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとします。

1 1 その他留意事項

- (1) 提案書の作成及び提出に関する費用は、すべて提案者の負担とします。
- (2) 提出された提案書等は、審査以外には使用しません。
- (3) 提案書は、原則として返却しません。
- (4) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とし失格とするとともに、提案者に対しては指名停止を行うことがあります。
- (5) 提案書は、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となります。ただし、提案書特定期間中は、同条例第5条第4号イの規定により、開示の対象としません。
- (6) この企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容（予定）価格ではありません。
- (7) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とします。
- (8) 岡山市契約規則及び岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱に定めるところによ

ります。

**【提出先・問い合わせ先】**

岡山市 都市整備局 都市・交通部 庭園都市推進課（岡山市役所本庁舎 6 階）

担当：安井・江川

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目 1 番 1 号

電話：(086)803-1395 FAX：(086)803-1740

電子メール：teintosh@city.okayama.lg.jp